

枚方市総合文化芸術センター条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市総合文化芸術センター条例施行規則（令和2年枚方市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表(1)表音響設備の部拡声装置一式の項中「拡声装置一式」を「基本設備一式」に改め、同部ステージスピーカーAの項中「ステージスピーカーA」を「ステージスピーカー（中型）」に改め、同部ステージスピーカーBの項を削り、同部ステージスピーカーCの項中「ステージスピーカーC」を「ステージスピーカー（小型）」に改め、同部ステージスピーカーDの項を削り、同部移動スピーカーの項中「移動スピーカー」の次に「（パワーアンプを含む。）」を加え、「15,000」を「20,000」に改め、同部移動操作卓Aの項中「移動操作卓A」を「移動操作卓」に改め、「3,000」を「2,000」に改め、同部移動操作卓Bの項を削り、同表映像設備の部プロジェクター（スクリーンを含む。）の項中「プロジェクター」を「常設プロジェクター」に改め、同表備考1中「及び「Cセット」を「、「Cセット」及び「基本設備一式」に改め、同備考の表に次のように加える。

基本設備一式	メイン音響卓	1式
	メインスピーカー	1式
	影アナ用マイク	1本
	ステージスピーカー（中型）	2台
	ケーブル類	1式

別表第2の1の表(2)表音響設備の部拡声装置一式の項中「拡声装置一式」を「基本設備一式」に改め、同部ステージスピーカーAの項中「ステージスピーカーA」を「ステージスピーカー（中型）」に改め、同部ステージスピーカーBの項を削り、同部ステージスピーカーCの項中「ステージスピーカーC」を「ステージスピーカー（小型）」に改め、同部ステージスピーカーDの項を削り、同部移動スピーカーの項中「移動スピーカー」の次に「（パワーアンプを含む。）」を加え、「10,000」を「15,000」に改め、同部移動操作卓Aの項中「移動操作卓A」を「移動操作卓」に改め、「3,000」を「2,000」に改め、同部移動操作卓Bの項を削り、同表映像設備の部プロジェクター（スクリーンを含む。）の項中「プロジェクター」を「常設プロジェクター」に改め、同表備考1中「及び「Fセット」を「、「Fセット」及び「基本設備一式」に改め、同備考の表に次のように加える。

基本設備一式	メイン音響卓	1式
	メインスピーカー	1式
	影アナ用マイク	1本
	ステージスピーカー（中型）	2台
	ケーブル類	1式

別表第2の1の表(3)表音響設備の部拡声装置一式の項中「拡声装置一式」を「基本設備一式」に改め、同部ステージスピーカーAの項中「ステージスピーカーA」を「ステージスピーカー（中型）」に改め、同部ステージスピーカーBの項を削り、同部ステージスピーカーCの項中「ステー

「ステージスピーカーC」を「ステージスピーカー（小型）」に改め、同部ステージスピーカーDの項を削り、同表映像設備の部プロジェクター（スクリーンを含む。）の項中「プロジェクター」を「常設プロジェクター」に改め、同表備考1中「照明セット」の次に「基本設備一式」を加え、同備考の表照明セットの項の次に次のように加える。

基本設備一式	メイン音響卓	1式
	メインスピーカー	1式
	影アナ用マイク	1本
	ステージスピーカー（中型）	2台
	ケーブル類	1式

別表第2の1の表(5)表音響設備の部各種録音再生機器の項中「各種録音再生機器」を「各種再生機器」に改め、同部に次のように加える。

各種録音機器	1台	1,500
--------	----	-------

別表第2の1の表(5)表映像設備の部中

「

映像操作ワゴン	1式	1,000
---------	----	-------

」

を

「

映像等配信機材一式（カメラ3台）	1式	3,000
映像等配信機材一式（カメラ1台）	1式	1,500

」

に改め、別表第2の2の表(2)表箱馬の項を削る。

附 則 [令和4年3月31日公布]

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の枚方市総合文化芸術センターの設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の枚方市総合文化芸術センターの設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。